官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第四条第一項の規定により、中川・綾瀬川流域水害対策計画を令和七年三月二十六日に定めたので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第二条の規定に基づき、公表する。

令和七年四月十四日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十四日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十一号

(三) 占用を制限する区域

区域　広島県安芸郡坂町平成ヶ浜三丁目四八七九番二から同町横浜中央一丁目五一二四番二まで

(四) 制限の対象とする占用物件　右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項の規定に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月一日

(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

備考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十四日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号及び百八十三号

(三) 占用を制限する区域

区域　安芸高田市八千代町勝田字上恩地一六二五番二から同市八千代町勝田字上恩地一六二六番六まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月十四日

(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

備考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十四日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び二百五十号

(三) 占用を制限する区域

区域　備前市香登西字下笠田九六番一から同市香登西字下笠田九二番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月十四日

(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

備考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十四日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 占用を制限する区域

区域　総社市日羽字川平五〇八番一から同市日羽字川平四九八番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月十四日

(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

備考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十四日

中国地方整備局長　林　正道